

平成21年度税制改正要望の骨子

1. 金融・資本市場の競争力強化と国際的な取引の推進のために

(1) 金融所得課税の一体化の推進

- 金融所得課税の一体化を推進すること。具体的には、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、課税方式の均衡化を図るとともに、預金を含め損益通算を幅広く認めること。
- 納税の仕組みについては、実務面から十分な検討を行い、納税者、金融機関が受入可能な実効性のある制度とするとともに、その導入に当っては十分な準備期間を設けること。

(2) 確定拠出年金税制の見直し

- 確定拠出年金に係る拠出制限を緩和すること。
- 退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃すること。

(3) 資産流動化関連税制の拡充

- S P C等の不動産取得に係る不動産取得税等を非課税とすること。少なくとも、現行の不動産取得税の軽減措置の適用期限（平成21年3月末）を延長すること。
- S P C等が支払う利益配当について、損金算入が認められる要件を緩和すること。具体的には、機関投資家以外のC M B S（商業用不動産ローン担保証券）の発行体からの借入も認めること。

(4) 非居住者等に対する利子等の非課税措置の拡充

- 非居住者等が受け取る民間国外債の利子等の非課税措置を恒久化すること。
- 非居住者等が受け取る振替制度を利用した社債の利子について非課税措置を講じること。

(5) 租税条約に関する手続の簡素化

- 租税条約の規定にもとづき利子・配当に対する所得税の軽減・免除を受ける際に提出する「租税条約に関する届出書」の手続を簡素化・合理化すること。

(6) 新たな形態の取引に係る税制の整備

- イスラム金融について、取引の実質を踏まえた税制上の措置を講じること。
- 排出権取引に係る税制上の取扱いを明確化すること。

2. 経済の活性化と課税の適正化のために

(1) 住宅取得の促進に資する税制措置の拡充等

- 現行の住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の適用期限を恒久化すること。少なくとも適用期限（平成20年12月末）を延長すること。あるいは、これに代わる新たな税制上の措置を講じること。

(2) 株券等の電子化に伴う特定口座制度の整備

- 株券等の電子化に伴い、顧客が担保として銀行に差し入れる特定口座内の上場株式等について、特定口座への再受入を可能とすること。

(3) 印紙税の軽減・簡素化

- 印紙税について、金融取引に悪影響を及ぼさないよう、軽減・簡素化すること。

(4) 登録免許税の軽減・簡素化

- 登録免許税の税率をその手数料的な性格から、低額の定額税率とする等、軽減・簡素化すること。

3. 適切な経営環境を確保するために

(1) 貸倒れに係る無税償却・引当基準の見直しおよび欠損金の繰戻還付制度等の拡充

- 貸倒れに係る無税償却・引当の範囲を拡大すること。
- 欠損金の繰戻還付制度の凍結措置を解除し、繰戻期間（現行1年間）の延長等を図ること。

(2) 外国税額控除制度等の見直し

- 外国税額控除制度等の国際税制について、適正な二重課税排除、制度の簡素化、国際競争力の強化、経済の活性化等の観点から、適切な見直しを図ること。

(3) 公益法人関係税制の整備

- 現行の公益法人等が新制度に円滑に対応できるようにする等の観点から、固定資産税等について適切な措置を講じること。

以 上